

# 平成23年度 行政運営方針

愛知労働局

## 1、愛知労働局では労働行政を総合的に推進するため、平成23年度においては、「雇用の安定と生活を守るための対策の推進」、「新規学校卒業予定者等の就職促進」、「安心して働くことのできる環境整備」、「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保対策の推進」を重点対策として取り組むこととしており、労働基準部では、以下の施策に取り組みることとしています。

①解雇、賃金不払事案等への的確な対応

●法定労働条件の履行確保上の問題が懸念される事案については、その解決のため迅速かつ適切に対応します。

●大型倒産、大量整理解雇等の情報を把握した場合には、労働基準関係

法令違反等の未然防止を図るため、速やかに必要な指導を行います。

●解雇、賃金不払等の申告事案に対しては、その早期の解決のため優先的に迅速かつ適切な対応を図ります。

②未払賃金立替払制度の迅速かつ適正な運営  
企業倒産に伴い賃金の支払を受けられないまま退職した労働者の救済を図るため、未払賃金立替払制度に該当する事案については、迅速かつ適正な処理に努めます。

③死亡災害減少に係る労働災害防止対策の推進  
「交通労働災害、墜落・転落災害、挟まれ巻き込まれ災害等特定災害の大幅減少を図るための対策」、「リスクアセスメント等の普及促進など自主的な全衛生活動の充実」等に

取り組まします。

④過重労働対策の推進  
「過重労働による健康障害防止のための総合対策」（平成18年厚生労働省策定）に基づき指導を行うとともに、「長時間労働の抑制に向けた取組の推進」、「労働時間管理の適正化の徹底」、「職場における健康管理対策の推進」等に取り組まします。

⑤標準処理期間を経過した労災請求未決事案の早期解消  
標準処理期間を経過した労災請求未決事案については、進行管理の一層の徹底と事務処理の効率化など、局署一体となった組織的対応により早期解消を図ります。

2、上記1の重点対策に加え、労働基準部では以下の対策に取り組まします。

①一般労働条件の確保・改善対策

●外国人労働者、自動車運転者、介護労働者、医療機関労働者、障害者である労働者等、特定の労働分野における労働条件確保対策の推進

●労災かくしの排除に係る対策

●下請取引の適正化による労働条件の確保  
②最低賃金制度の適切な運営  
●最低賃金額の周知徹底  
●最低賃金違反のおそれがある地域、業種等に

おける遵守の徹底

③労働時間等の設定改善の促進

●労働時間等の設定改善に取り組み中小企業に對する助成

●特に時間外労働が長い事業場・年次有給休暇取得率が低い事業場の改善に向けた支援

●労働時間設定改善コンサルタントによる助言・指導等

④労働者の安全と健康の確保対策

●安全確保対策の推進

●健康確保対策の推進

⑤労災補償対策の推進

●労災保険給付の迅速・適正な処理

●脳・心臓疾患事案及び精神障害等事案に係る迅速・適正な処理

●石綿救済法改正等に係る周知徹底及び石綿関連疾患事案に係る的確な対応

3、愛知労働局の平成23年度行政運営方針は、以下のとおりです。

第1 愛知の労働行政

を取り巻く情勢と課題

1、雇用をめぐる情勢と課題

2、労働条件等をめぐる情勢と課題

3、その他労働局における情勢と課題

第2 愛知労働局の重点対策

1、雇用の安定と生活を守るための対策の推進

2、新規学校卒業予定者等の就職促進

3、安心して働くことのできる環境整備

4、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保対策の推進

5、地方自治体や関係機関との連携

第3 愛知の労働行政の具体的対策

1、雇用の安定のための対策

2、労働者派遣事業をはじめとする労働力需給調整事業に係る対策

3、安心・安全・健康に働ける職場づくりのための対策

4、子育て期の働き方の見直し等

5、労働保険制度の円滑適正な運営

6、個別労働紛争解決制度の積極的な運用

第4 愛知労働局における行政展開に当たっての基本的対応

1、総合的労働行政機関としての機能(総合性)の発揮

2、計画的・効率的な行政運営

3、地域に密着した行政の展開

4、綱紀の保持と行政経費の削減等

## 愛知労働局の

ホームページをぜひ利用下さい。

労働基準監督署、ハローワークの地図、相談窓口、労働関係情報等を掲載しています。

アドレス <http://www.aichi-rodo.go.jp/>  
問い合わせ先 愛知労働局総務部企画室

☎ 052-972-0252

## 事業主の皆様へ

# 年間安全衛生計画を作成しましょう

愛知労働局

労働災害の一層の減少を図っていくには、PDCA（計画—実施—評価—改善）サイクルという一連の過程を定めて、組織的かつ継続的に実施する安全衛生管理に関する仕組み（労働安全衛生マネジメントシステム）を確立し、適切に運用していくことが重要です。

労働災害防止に対する自社の説明責任のためにも、安全衛生目標を設定し、その目標を達成するための安全衛生計画を作成しましょう。

なお、作成された年間計画書については、労働基準監督署への提出は不要です。

安全衛生計画書の様式（雛形）は当局ホームページ（<http://www.aichi-rodo.go.jp/>）に掲載してあります。